

大和市行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第9号

### 大和市行政不服審査法施行細則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び大和市行政不服審査法施行条例（平成27年大和市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (裁決課)

第2条 市長に対して審査請求がされた場合（審査庁が法第9条第1項各号に掲げる機関である場合を除く。）、当該審査請求に係る処分をした課等（大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）第3条に規定する課又はこれに相当する組織をいう。）（以下「処分課」という。）が置かれている部等（大和市事務分掌条例（昭和42年大和市条例第16号）第1条に規定する部等、大和市事務分掌規則第17条第1項に規定する事務局及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項に規定する消防本部をいう。）の総務担当課（部等の庶務及び人事、予算執行及び事務事業の調整等を主管する課をいう。以下同じ。）（以下「裁決課」という。）が、法第9条第1項に規定する審査庁（以下「審査庁」という。）の審理、裁決等を行うものとする。ただし、当該総務担当課が当該審査請求の処分課であるときは、別に定めるところにより当該部等の長が指定する課がこれを行うものとする。

2 前項の規定は、不作為についての審査請求に準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、審査庁が法第9条第1項ただし書の特別の定めがある場合は、処分課が審査庁の審理、裁決等を行うものとする。

#### (審査請求書の受付)

第3条 裁決課は、法第19条の規定により審査請求人から審査請求書の提出を受けた場合、同条第2項から第5項までに規定する事項の記載があるか否かを確認するものとし、必要に応じて法第23条の規定により補正を命じるものとする。

#### (審理員の指名)

第4条 裁決課は、法第24条の規定により却下する場合を除き、法第9条第1項の規定により審理手続を行う職員を指名し、その旨を書面により審査請求人に通知するものとする。

2 裁決課は、前項の規定により指名された職員（以下「審理員」という。）に、その旨を通知するとともに、審査請求書（添付書類を含む。）を引き継ぐものとする。

（提出書類等の閲覧等）

第5条 審査請求人等は、法第38条第1項の規定による提出書類等の閲覧又は当該提出書類等の写しの交付を受けようとする場合は、閲覧又は交付を求める提出書類等、交付の方法その他必要事項を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

（送付による交付を受ける場合の費用の納付方法）

第6条 法第38条第1項の規定による交付を送付により受ける場合の費用の納付方法は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の規定による行政文書の写し等の交付の例による。

（手数料の減免）

第7条 条例第5条の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、第5条に規定する書面に当該減額又は免除を求める趣旨及びその理由を記載しなければならない。

2 前項の場合において、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

3 審理員は、第1項の減額又は免除を求める趣旨及びその理由を記載した書面の提出を受けた場合、速やかにその内容を審査して、減免の可否を決定し、その旨を当該審査請求人等に通知しなければならない。

（準用）

第8条 前3条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項（他の法令で準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。